

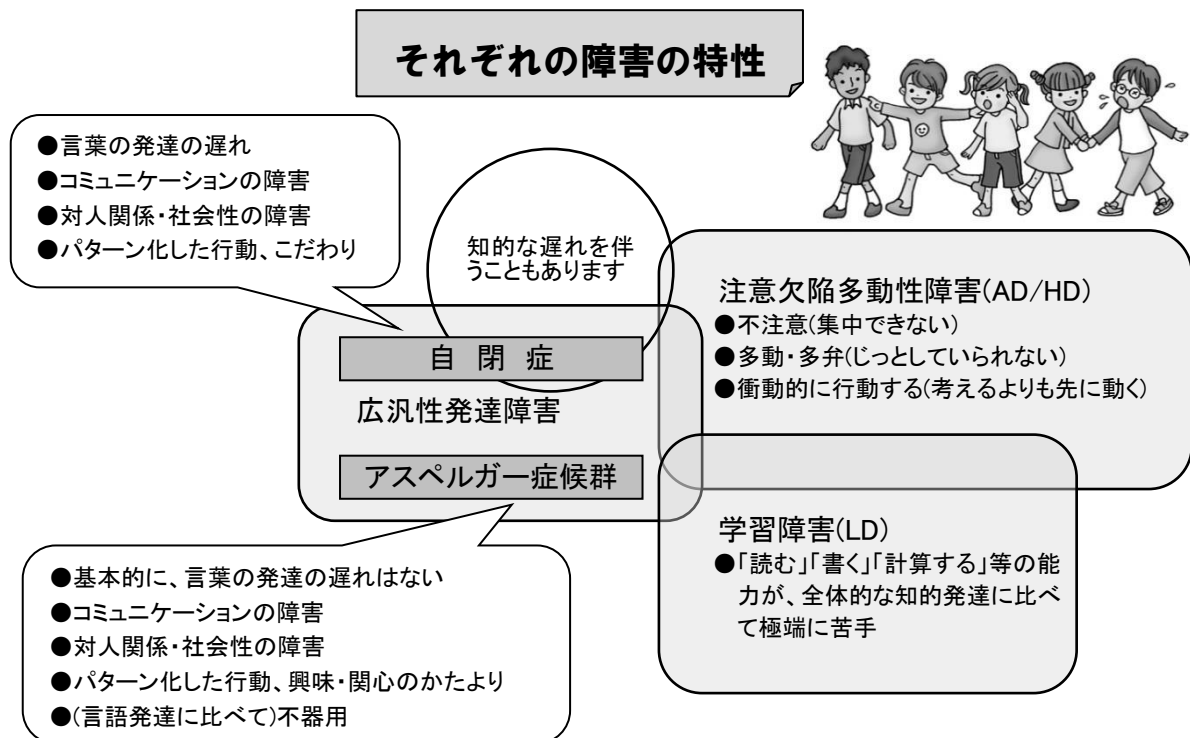
庄原市の発達障害児支援

1. 発達障害とは？

発達障害は、通常、低年齢において症状が現れる脳機能の障害で、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があります。

また、障害が目立つ場面もありますが、優れた能力を発揮している場面もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

早い段階から適切な支援を行うことで、日常生活への支障や将来不安を軽減することができますので、障害を正しく理解するとともに、能力を伸ばすための援助や環境の調整を行う必要があります。



2. 支援形態

発達障害児への支援は、「早期発見、早期の適切支援、支援の継続」が大切です。

本市には総合支援の部署(センター等)はありませんが、母子保健、保育、教育及び相談分野の所管部署が連携や情報共有を図り、それぞれの役割を担うことで対応しています。

また、保育所入所や小学校入学の際には、次の段階への円滑な移行ができるよう、移行支援会議を行います。(原則、就学指導委員会の対象児童を除く。)

3. 適切な支援

発達障害は、障害の種別や程度、知的な遅れの有無などにより、対象児童に適した支援(援助)が極めて多様、複雑であり、現段階においては専門職による助言が不可欠です。

したがって、本市においては、「適切な支援」を“専門職の助言に基づく援助行為”と定義しています。

4. 具体的な支援の概要

【第1段階】

保護者から相談があったとき、又は乳幼児健診、保育所・学校での言動などから職員が「気になる子」を発見したときは、児童の状況(年齢等)に応じて支援部署に連絡します。

相談は、本庁・支所(保育所・学校を含む。)の関係部署で受け付けます。

【第2段階】

支援部署で支援の必要性を判断するとともに、必要に応じて支援計画(方針)を整理し、専門職の助言を受けながら責任をもって支援します。

【第3段階】

保育所や小学校へ入所・入学する際には、保護者と関係職員による移行支援会議を行い、新たな支援部署への円滑な引継ぎを行います。

